

2018年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について【回答:長寿課】

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険利用の際の手続き【回答:長寿課】

介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

介護保険担当として臨時職員3名を配し、要介護等認定が必要な方に対し適切に申請ができるよう対応しております。

(3)基盤整備について【回答:長寿課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)総合事業について【回答:長寿課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

国の制度に沿って進めてまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について【回答:長寿課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の介護予防・日常生活支援事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。

★(6)障害者控除の認定について【回答:長寿課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

65歳以上で、要介護1以上の認定を受けている方は、障害者控除又は特別障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定を受けたすべての方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう案内を送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。【回答:保険医療課】

保険税の減免制度の拡充については、現在考えていません。

また、保険税を引き下げるための一般会計繰入金を増額は考えていません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。【回答:保険医療課】

応益負担の考えから、一般会計からの繰入れによる減免制度の拡大は考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。【回答:保険医療課】

資格証明書は、現在交付対象者がいません。

保険証については、短期保険証や通常の保険証など、個別に判断して交付します。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。【回答:保険医療課・収納課】

収納課と連携し、加入者の生活実態把握に努め、短期保険証の発行については、個別の事情を考慮して決定します。

納付方法・納付計画を本人から確認する際には、まず生活実態の把握に努めています。しかしながら、資力があるにもかかわらず、再三の納税催告に応じない方や納付の約束をいとも簡単に不履行される方については、やむを得ず法律に基づき差押を実施しています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。【回答:保険医療課】

一部負担金の減免制度拡充については、現在考えていません。

減免制度の周知については、市広報誌、ホームページで行っています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。【回答:保険医療課】

高額療養費支給対象者には、申請を促す案内文書を送付してできるだけ申請漏れが生じないように努めています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。【回答:収納課】

滞納処分等執行する際には最高裁の判例等も考慮しています。納税相談に対応する際には、まずは生活実態の把握に努め、今後も分割納付や減免に対応していきます。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。【回答:福祉課】

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護の申請の意思を確認しています。違法な「水際作戦」は行っていません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。【回答:福祉課】

生活保護受給者数にあわせ、適正な職員配置をしていきます。指導にあたる担当者の研修や勉強会を適宜開催し、資質向上に努めています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。【回答:福祉課】

生活保護受給者の報告に基づく資産調査を行っています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。【回答:福祉課】

生活保護受給者の報告に基づく資産調査を行っています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。【回答:福祉課】

外国人向けの説明パンフレットは、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、英語で整備しており、対象の方に配布しています。ホームページについては今後検討します。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:保険医療課】

現在、縮小・拡充の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。**【回答:保険医療課】**

現在、中学校卒業まで現物給付で実施していますが、18歳年度末まで拡大する予定はありません。

食事療養標準負担額についても、助成対象とする予定はありません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。**【回答:保険医療課】**

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、全疾患を対象としています。それ以外の方については、実施の予定はありません。

また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。**【回答:福祉課】**

難病患者の障害福祉サービスの利用等に当たっては福祉課で対応しており、必要に応じ関係機関と連携して対応しています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。**【回答:子ども若者支援課】**

当面の間は、愛知県が実施した「子どもの貧困に関する実態調査」の結果等をもとに、知多市の貧困対策について検討していくため、別に調査を行う予定はありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。**【回答:子ども若者支援課】**

ひとり親世帯等に対する自立支援計画は、2015年3月に策定した知多市子ども・子育て支援事業計画に包括して策定しているため、別で作成する予定はありません。また、ひとり親家庭等自立支援給付金事業及び日常生活支援事業については、今後も事業の充実を図っていきます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【回答:学校教育課】

知多市では就学援助制度の主旨に鑑み、教育の機会均等を確保するという就学援助制度の根幹を第一に考え、2014年度に、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.3倍未満の世帯までに拡充しましたが、1.4倍以下へのさらなる拡充は検討しておりません。また、就学援助制度について学校及び市の双方で周知するとともに、申請の受付についても学校及び市役所で受け付け、引き続き周知徹底を図ります。

入学準備金（新入学児童生徒学用品費）の支給の時期については、2017年度から、小学校、中学校とも入学前に支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【回答:子ども若者支援課】

教育・学習支援への取り組みについては、2017年から開始した子どもの学習支援事業を引き続き実施し、利用者のニーズに合った事業内容の見直しを検討していきます。また、「無料塾」や「こども食堂」への支援については、県やNPOなどの取り組み状況を把握しながら検討していきます。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【回答:学校教育課】

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはありません。

なお、給食費の支払いが困難な世帯については、就学援助の相談を勧めています。給食費未納の有無にかかわらず全員に給食を提供しています。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。【回答:幼児保育課】

知多市では、知多市民間保育所運営事業補助金により民間保育所に対して職員の配置等に対する人員費の独自補助を行っています。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。【回答:福祉課】

グループホーム等社会資源の拡充につきましては、遊休施設の活用も含め、必要に応じその支援方法を検討していきます。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。【回答:福祉課】

移動支援の支給につきましては、総合支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。施設入所者の外出は施設の責任と考えています。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。【回答:福祉課】

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。【回答:福祉課】

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。【回答:福祉課】

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

また、高齢障がい者の利用者負担軽減制度につきましては、対象者への周知や制度の広報に努めてまいります。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。【回答:福祉課】

職員の確保が困難であり、現在のところ考えていません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。【回答:福祉課】

自治体独自での単価の引き上げは、現在のところ考えていません。また、福祉教育は、社会福祉協議会が実施する福祉教室を支援します。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。【回答:健康推進課】

任意の予防接種に対する助成制度については、副作用等による健康被害が生じた場合、

市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えています。なお、2018年度から中学3年生、高校3年生に該当する年齢の者を対象にインフルエンザ予防接種の全額助成をします。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。【回答:健康推進課】

助成額の増額を検討しています。2回目の接種については法に定めのない任意接種となるため、副作用等による健康被害が生じた場合、市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えています。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。【回答:健康推進課】

2018年度から産婦健診の助成対象回数を2回に拡充しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【回答:健康推進課】

妊産婦歯科健診を保健センターで実施しており、助成は行っておりません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【回答:健康推進課】

2018年度末退職予定の職員がいるため1名増員し、2人体制となっています。今後は、業務量に合わせて、適正な職員配置をしていきます。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。【回答:保険医療課】

制度の持続性や負担の公平性の観点から、提出する考えはありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。【回答:保険医療課】

機会を捉えて要望していきます。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【回答:保険医療課】

年金制度を恒久的かつ健全に持続していくことが必要であり、提出する考えはありません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答:長寿課】

国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。【回

答:保険医療課】

機会を捉えて要望していきます。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答:福祉課】

グループホーム等社会資源の拡充につきましては、必要に応じその支援方法を検討しています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について【回答:保険医療課】

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

機会を捉えて要望していきます。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

機会を捉えて要望していきます。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

機会を捉えて要望していきます。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。【回答:保険医療課】

機会を捉えて要望していきます。

以上